

浜松市と株式会社フェニックスとのスポーツを通じた地域活性化に関する協定書

浜松市（以下「甲」という。）と株式会社フェニックス（以下「乙」という。）は、双方の相互協力及び連携について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の双方の相互協力及び連携のもと、スポーツを活用したまちづくりを進め、地方創生を実現し、持続的な地域の発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）バスケットボール等を通じたスポーツ振興に関すること。
- （2）浜松市の魅力発信に関すること。
- （3）インクルーシブスポーツの普及に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、スポーツを通じた地域活性化に資するものであって、双方が必要と認めること。

2 甲及び乙は、本協定の推進に向けた窓口をそれぞれ設置するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中であると有効期間終了後であるとを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の中出を行わないときは、さらに1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（合意管轄）

第5条 本協定又は本協定に関連して生じた一切の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年9月19日

（甲）浜松市長

中野 祐介

（乙）株式会社フェニックス

水野 晃